

第6章 施策の取組内容

1 高齢者の元気力を高める

(1) 多様な生きがいがづくりと社会参加

① 地域活動やボランティア活動への支援

現状と課題

ボランティアは、地域での要援護者等に対する声掛けや見守り等の身近なボランティア活動から生きがいがづくりの場の創出におけるボランティア活動など、多岐にわたり地域福祉活動の重要な担い手として期待されています。本市では市社会福祉協議会と連携し、これらの地域福祉活動を担うボランティアの人材育成に努めています。

協働のまちづくりや市民同士の支え合いによるまちづくりを進めていくためにも、取組の充実を図り、ボランティア活動に関する市民からの様々な相談等に対応していくことが必要です。

今後の方向性

～ボランティアの育成に努めます～

地域において、高齢者等が安心して生活できる支援の輪が広がるよう、市社会福祉協議会をはじめとする様々な団体が行うボランティアの養成や育成の関連事業を支援します。

～ボランティアのコーディネート機能を充実させます～

生きがいがづくりの一つとしてボランティア活動を位置付け実施していただくため、情報提供や相談支援、関係機関や団体との連携を通じて、市社会福祉協議会のボランティアセンターの充実を図ります。

② 老人クラブ活動などの地域活動団体への支援

現状と課題

老人クラブは、各種クラブ活動、世代間交流事業等の自主的な活動を通じて、高齢者の地域における仲間づくり、健康づくりおよび生きがいづくりの場となっています。また、ひとり暮らし高齢者への友愛訪問や地域の子ども見守り活動等の社会奉仕活動は、地域における安全・安心の活動として積極的な役割を果たしています。本市では、社会奉仕活動や教養講座、健康づくり活動等を行う単位老人クラブと、健康づくり事業（介護予防）やリーダー育成事業等に取り組む市老人クラブ連合会に対し活動補助金を交付し、その活動を支援しています。

近年のライフスタイル等の多様化により、本市の老人クラブへの加入率は年々減少しています。これら老人クラブの加入者数の低下は、活動の衰退やクラブ数の減少にもつながり、老人クラブの存続に係る大きな問題になることから、老人クラブの活動強化のため特に団塊世代の高齢者に向けた加入促進が必要です。

今後の方向性

～魅力的な老人クラブの育成に向けた支援を行います～

老人クラブ組織を活性化するためには、新しい意見やエネルギーを取り込むことのできる新規会員の受入れが重要な課題であることから、一人でも多くの若手会員高齢者の老人クラブ活動への加入、参加を呼び掛けるとともに、老人クラブのイメージアップや世代間交流による魅力ある老人クラブづくりへ向けた取組の推進やその活動を地域住民に広く周知し、若手会員の加入促進と高齢者が気軽に参加できる老人クラブの育成を支援します。

～老人クラブを通じて地域交流を促進します～

老人クラブの活動に参加する高齢者は、地域活動への参加率が高くなることが考えられるため、引き続き老人クラブの活動を支援し、活動を通して地域における登下校時の子どもの見守りなどの防犯活動や、高齢者同士の地域の中での横のつながりを強め、自然な見守りといったお互いが助け合う地域コミュニティが形成されるよう高齢者同士や地域住民の交流（つながり）を促進します。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|---|----------|----------|----------|
| 老人クラブ会員数 | 7,069 人 |  | 7,100 人 | 7,200 人 | 7,300 人 |

③ 生涯学習、生涯スポーツ活動等への参加促進

現状と課題

生涯学習や生涯スポーツは、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながります。本市では、高齢者の学習意欲を満たすとともに、仲間づくりの場としての公民館講座や出前講座※、ルッチ大学等の生涯学習の充実に努めています。また、生涯スポーツの推進のためスポーツアドバイザーの導入やニュースポーツの紹介など、運動やスポーツを通じた健康づくりを推進しています。

今後は、多様な学習を通じて学んだ成果を地域社会に還元できる仕組みを構築し、地域の教育力の向上を図ることが必要です。また、生涯スポーツを通じて健康づくりや介護予防を図るため、健康や福祉など、様々な関係課との連携を図ることが必要です。

※出前講座

市民の要望に応じて、市の職員などを講師として学習会や地域の集まりに派遣し、市民生活や生涯学習の推進に役立つ情報を提供するもの。

今後の方向性

～学習成果を還元できる仕組みづくり～

市民の様々な学びの場において、市職員が市民に情報を届ける「出前講座」や市民が指導者として出前講座を開催する「まなびサポーター制度※」の充実に努め、市民が学習の成果や技術を地域社会において積極的に発揮できるシステムの構築と、市民が互いに学び合うことのできる環境づくりを目指します。

※まなびサポーター制度

専門の知識や技術などを持つ米原市民が「市民指導者」「市民講師」として市に登録し、生涯学習や青少年育成、地域課題解決の場で活躍する制度。

～生涯を通じたスポーツ活動を促進します～

市体育協会などと連携し、スポーツ推進委員の協力の下、スポーツに親しむ生涯スポーツの啓発を行い、健康づくりやスポーツの楽しさを広め、地域スポーツ振興の促進に努めます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|----------|---|----------|----------|----------|
| ルッチ大学および大学院受講生 | 42 人 | → | 50 人 | 50 人 | 50 人 |
| 出前講座の開催 | 150 回 | | 150 回 | 150 回 | 150 回 |
| スポーツアドバイザーの活動 | 360 回 | | 360 回 | 360 回 | 360 回 |

④ 就労に関する支援

現状と課題

本市では、高齢者等の生きがいづくりと個々が持っている能力を活かした社会参加を推進するため、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労機会の確保に努めています。

今後においても活力ある地域社会を維持するためには、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や技能、経験を活かすことのできる就労機会の確保や、広報紙等を活用したシルバー人材センター会員の拡大が必要です。

今後の方向性


～シルバー人材センターの会員数の拡大を支援します～

シルバー人材センターを通じた就労を促進するため、高齢者に向けた会員登録の呼び掛けや事業所からの仕事の確保を図り、会員数の増加に努めます。

～シルバー人材センターの活性化を促進します～

シルバー人材センターの活性化を促進し、高齢者の就労の機会を確保するとともに、生きがいの充実および福祉の増進を図り活力ある地域社会づくりを推進するため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------|----------|---|----------|----------|----------|
| シルバー人材センター 会員数 | 510 人 |  | 530 人 | 550 人 | 570 人 |

⑤ 地域での多様な交流の促進

現状と課題

活力ある地域づくりのためには、高齢者の社会参加のほか高齢者同士や世代間の交流活動が重要です。本市では、高齢者の交流活動や社会参加の促進に向けて、老人クラブ連合会やシルバー人材センターと連携し、高齢者の生きがいづくりの充実、就労機会の確保に努めています。また、世代間交流としては、保育所にて異年齢交流事業を実施し、高齢者を招いての交流会や地域の高齢者サロンの訪問事業などを行い、幼児と高齢者の交流活動を促進しています。

活力ある地域社会を維持するためには、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や技能、経験を活かすことのできる就労の場を確保することが必要です。高齢者と幼児との交流活動

としては、少子化の進展や核家族の増加等により、地域の高齢者との交流の機会が減少していることから、より一層、交流の機会の確保に努めていくことが必要です。

今後の方向性

～関係機関や団体との連携を図ります～

高齢者の生きがいの充実、就労機会の確保および福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりを推進するため、老人クラブ連合会およびシルバー人材センターの活動を支援していきます。

～世代間交流の機会を確保します～

地域の高齢者と幼児との交流は、園児の育ちや高齢者の生きがいづくりにつながることから、引き続き世代間交流の機会の確保および充実を図ります。

(2) 積極的な健康づくりの促進

① 主体的な健康づくりへの支援

現状と課題

健康意識やニーズが高まる中、市民の主体的な健康づくり活動や地域での健康に対する取組の促進が求められています。本市では、個人の健康意識の向上や地域の健康づくり、人と人の絆づくりを図るとともに、出前講座や伊吹山テレビなどを利用して、健康づくりへの啓発および情報提供などを行っています。

地域での健康意識の向上を図るためには、個々が健康づくりに関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識と健康を守るための正しい知識を身に付けることが必要です。また、多くの住民が自らの健康を守る力を身に付け、将来的に生活習慣病の合併症や認知症の予防につながるような講座や伊吹山テレビの番組の企画などの啓発および情報提供の充実が必要です。

今後の方向性

～健康づくりに関する啓発および情報提供を充実します～

健康に対する正しい知識を持つことができ、実践につながるような出前講座や伊吹山テレビの番組づくりに努めます。

② 健康診査に基づく健康づくりの推進

現状と課題

高齢期になっても元気でいきいきと暮らしていくためには、日々の健康づくりに加えて定期的な健康診査受診による健康管理が必要です。本市では、特定健康診査および後期高齢者健診をがん検診と同日に受診できるよう集団健診を実施しています。また、かかりつけ医でも健診が受診できる体制を整え、生活習慣病の予防に努めています。

加齢に伴う疾病や障がい予防のため、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、生活習慣の改善が図りやすいよう、健診受診率向上や自身の健康状態を認識できるよう健康診断項目を充実させる必要があります。

今後の方向性

～健診の受診率を向上させます～

市民に対して、健康診査の必要性を啓発し、健康づくりの意識を向上させることによって、受診率向上に努めます。

～健康診査の充実を図ります～

生活習慣病を早期に発見し、適切な治療や生活習慣の改善が図られるよう、健康診査の充実に努めます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度見込み | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------|-------------|---|----------|----------|----------|
| 後期高齢者健康診査受診者数 | 630 人 |  | 650 | 650 | 700 |
| 特定健康診査受診者(結果把握)数 | 3,050 人 | | 3,100 | 3,150 | 3,200 |

③ 健康相談、健康教室等の充実

現状と課題

市民の主体的な健康づくりを促進するためには、健康づくりの意識啓発や情報提供を行うことが必要です。本市では、健康づくり課において、生活習慣病予防のために健康相談および栄養相談を行っています。また、健診結果を把握できる 75 歳未満の人のうち、将来要介護状態になりやすい脳血管疾患や人工透析導入へのリスクが高いと思われる人に対して、個別に保健指導を実施し、重症化予防に努めています。


介護予防のためには脳血管疾患や認知症予防が必要となることから、市民が自身の健康状態を認識し生活改善が図れるよう、保健指導を充実させることが必要です。

今後の方向性

～健康相談の環境づくり～

健康相談や栄養相談を受けやすい環境づくりに努めます。また、健康障がいのリスクの高い市民に対して、積極的に健康相談や保健指導を行える体制づくりに努めます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 健康相談参加者 | 30人 |  | 40人 | 40人 | 40人 |
| 栄養相談参加者 | 33人 | | 40人 | 40人 | 40人 |

2 地域の支え合いの力を高める

(1) 高齢者を支えるネットワークづくり

① 地域包括支援センターを中心とした情報提供と相談支援

現状と課題

本市では平成 18 年度に地域包括支援センターを 1 か所設置し、相談拠点の整備に努めています。また、地域包括支援センターが中心となって、地域で活動する事業所や関係機関、団体等と調整を図り、よりきめ細やかな情報提供や相談への対応を図っています。

今後は、地域包括ケアの推進のため、地域包括支援センターがその中核をより一層担えるように、関係機関、団体等との連携を密に図ることによって、地域包括支援センターの機能を強化することが必要です。また、市民の相談拠点となるように、地域包括支援センターの認知度アップに向けた情報提供や地域の関係機関や団体との連携を図り、潜在的な市民ニーズの把握や地域課題を捉えることが必要です。

今後の方向性

～地域包括支援センターの機能を強化します～

身近なところで相談ができるよう、地域包括支援センターのサブセンターの設置を検討していきます。

～地域の関係機関や団体との連携を強化します～

民生委員、ボランティアなどの地域で福祉活動を行っている機関、団体等に対して、高齢者保健福祉に関する情報提供や相談支援を行い、連携を図ることによって地域課題や市民ニーズの把握に努めます。

～相談体制の充実～

地域包括支援センターが市民にとって身近な相談窓口となるよう、広報紙や市公式ウェブサイトなど様々な情報媒体を活用し、地域包括支援センターの認知度の向上を図ります。また、職員研修等により、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職のスキルアップを図り、相談に対する適切な支援が行えるように努めます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度 |  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|---|----------|----------|----------|
| 相談件数 | 1,040 件 | | 1,100 件 | 1,150 件 | 1,200 件 |

② 医療と介護の連携強化

現状と課題

住み慣れた家庭や地域で尊厳を持って暮らし続けることができるためには、医療機関および在宅ケアを支える関係者が、医療、看護および介護のサービスを継続的かつ包括的に提供する仕組みを充実することが必要です。本市では、在宅ケアを推進するため、「医療と介護の連携手引き」や「湖北地域連携クリティカルパス」の導入を実施し、医療と介護の連携体制づくりに努めています。

今後はこれらの連携を強化し、個別ケアの質の向上、重症化予防につなぐことが必要です。また、湖北医師会により（仮称）在宅療養支援センターが立ち上がる中、情報のやり取りなどの連携の在り方を検討していくことも必要です。

今後の方向性

～医療および介護の関係機関や団体とのネットワークを強化します～

自立支援に向けて、質の高い医療や介護サービスが提供できるよう、地域包括支援センターを中心にシステムの見直しや研修等を実施し、行政、医療機関、事業所などの地域の様々な機関や団体とともにネットワークを強化します。

③ 地域ケアの整備

現状と課題

地域医療と福祉、介護とが連携し、24 時間対応可能な包括ケアシステムの構築が求められています。本市の市域は広く、それぞれの生活圏域の状況に合わせて、今後、在宅医療や介護サービスの密接な連携を可能とする在宅療養、介護拠点を整備することが必要です。

今後の方向性

～米原市地域包括ケアシステムを構築します～

在宅ケアと在宅医療の中心的役割を担う在宅療養支援診療所の拠点整備や地域医療、介護、保健の連携を図る仕組みづくりなどの地域包括ケア体制について構想を策定し、順次、整備を図っていきます。

④ 地域の様々な団体との連携体制の構築

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政からの公的サービス以外に、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援が必要です。

近年、高齢者人口の増加や高齢者単身世帯数の増加などにより、今後ますます地域での見守りの必要性が高まることが予測されることから、地域住民による見守り活動や地域の様々な関係機関や団体などと連携した見守り体制を構築していくことが必要です。また、同時に地域での高齢者の見守り活動を促進するため、今後も民生委員と情報交換を行い、一層の情報共有を図っていくことが必要です。

今後の方向性

～要援護者の的確な把握に努めます～

平成 23 年度に実施した、「日常生活圏域ニーズ調査」等を基に、要援護者の的確な把握に努め、個人台帳の整備を行います。

～民生委員との情報共有を推進します～

民生委員と適時に情報交換会を実施するとともに、地域の見守り活動を支援する関係機関や団体との連携体制を構築します。

⑤ 地域福祉の推進

現状と課題

地域包括ケアシステムの構築を行う上で、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核団体として、地域や関係機関との協働関係を強め、地域福祉活動や生活支援をつなぎ、広げていくことが求められています。本市では、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を推進するとともに、その活動を担う人材であるボランティアの育成などに努めています。

今後、高齢者人口の増加や、福祉ニーズが多様化することが予測されることから、地域で

活動する様々な機関や団体と連携した地域福祉活動を促進していくことが必要です。

今後の方向性

～社会福祉協議会への支援を行います～

地域福祉の推進と市民による福祉のまちづくりを主体的に進めていくための積極的な働き掛けを行うため、社会福祉協議会の組織体制の強化に向けた支援を行います。

(2) 高齢者を支える人材づくり

① 専門的な人材の確保、地域で高齢者を支援する人材づくり

現状と課題

本市では、介護人材の確保のため、事業所連絡会を通じて情報提供や啓発活動を行っています。また、地域で高齢者を支援する人材育成については、社会福祉協議会と連携し、地域で行われている福祉活動への参加の呼び掛けや活動支援を通じて充実を図っています。

近年は介護人材の離職率が高いことから、今後も、事業所連絡会を通じて介護の仕事のすばらしさを感じ、誇りを持って働き続けられるように啓発等を進めることが必要です。地域人材の発掘については、地域の高齢者数が増加する中で、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えられるように、様々な地域活動内容の周知や参加への呼び掛けを進めていくことが必要です。また、地域活動を進めていく中でも、比較的高齢者のニーズが高い健康づくりや介護予防に関する取組を一層進め、参加した高齢者が地域で主体的に活動できるような仕組みづくりが必要です。

今後の方向性

～介護職に関する理解や啓発活動を進めます～

事業所連絡会を通じて、介護職の理解や啓発活動を進めます。

～介護従事者の質の向上を図ります～

介護人材の定着を促進するため、従事者の技術や意欲等を高めるための研修の実施や、専門職同士や利用者との交流などを積極的に推進できるよう、事業所連絡会等を通じて支援します。

～地域活動に参加するきっかけづくり～

地域住民による見守り体制や支え合い活動を促進するため、地域福祉についての啓発や様々な地域活動に関する情報提供を行います。また、生涯学習と連携した地域活動に関する学習機会を提供することによって、地域で高齢者を支える活動のきっかけづくりを進めます。

～地域ぐるみの支援体制づくり～

地域包括ケアシステム構築に向けて、地域ぐるみで生活支援ができるような仕組みづくりに努めます。また、制度のはざままで問題を抱える要援護者や要援護世帯についても見守り、声掛けその他の生活支援を地域ぐるみで行えるよう、高齢者等を支援する人材づくりに向けた研修会等の働き掛けを行います。

3 安心して暮らせる生活環境を高める

(1) 認知症対策と権利擁護のための取組

① 認知症対策の推進

現状と課題

高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増える中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外に、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。その中で、本市では地域包括支援センターを中心として、地域の支援組織や関係者との連携体制の構築に向けて、情報共有や相談支援を行っています。また、認知症予防については、地域住民の意識も高く、高齢者が趣味活動を通じて“認知症に強い脳をつくる”をスローガンに認知症予防を行う自主グループ活動の手法を取り入れ、全市で認知症予防活動を展開しています。同時に、前期高齢者に脳卒中などの生活習慣病を基礎疾患とした脳血管性認知症の発症率が高いことから、生活習慣病予防を基にした認知症予防の啓発も行っています。

今後とも、地域における啓発、認知症高齢者の見守り体制の充実が求められることから、それら地域の支援組織や関係者に対する情報提供や相談支援を充実することが必要です。また、医療機関や、地域の関係機関、団体等と連携を図りながら認知症の予防、早期発見・早期対応が図れる基盤づくりが必要です。市民一人ひとりが認知症への理解を深め、早期発見および治療等の対応ができるようにするため、地域ごとの細やかな啓発をしていくことが必要です。

今後の方向性

～気軽に相談できる窓口づくり～

認知症に関する情報提供を充実させるとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会をはじめとした身近なところで気軽に相談できる窓口づくりを推進します。

～認知症を早期に発見し、適切な医療とサービスにつなぎます～

かかりつけ医や認知症相談医の普及を進め、専門医との連携を図ることによって、認知症の早期発見および早期対応に努めます。

平成25年度以降に実施予定の認知症地域支援推進員を中心に、地域において早期に発見し、支援する人材育成や医師や関係者とのネットワークを構築していきます。

■実績値と目標値



| 区分 | 平成23年度見込み |  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 認知症地域支援推進員の設置 | 0人 | | | 0人 | 1人 |

～認知症への理解を深め、地域で支える仕組みづくりに取り組みます～

認知症予防講演会や広報、伊吹山テレビ、出前講座により認知症について正しい知識を学ぶ機会を提供します。

また、認知症高齢者を地域で支えるために、啓発の担い手となるキャラバン・メイトの養成や活動支援を行います。さらに、キャラバン・メイトを中心に認知症サポーターを養成していきます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み |   | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
|------------------|-----------|--|--------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成人数 | 403人 | | | 540人 | 600人 | 600人 |
| 認知症サポーター養成人数(累計) | 1,999人 | | | 2,540人 | 3,140人 | 3,740人 |

～家族がゆとりを持って介護できる環境づくりに努めます～

認知症予防を重視したサービスの充実や質の向上を図るために、事業所研修会を開催していきます。

認知症高齢者や家族を支える地域の人材やサービス拠点の情報を集約した地域資源マップを作成します。

～認知症を予防するための取組を強化します～

認知症予防プログラムを普及するために、ファシリテーター養成講座を継続して実施し、自主グループ活動に対して情報提供などの支援を行っていきます。

予防に効果的な食生活や運動について広報等で啓発するとともに、65歳到達者を対象に実施する熟年いきいきセミナーで健診結果から自分の健康状態を確認することや「脳の健康チェック」を行い、自らが予防するきっかけを提供します。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み |  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 認知症予防活動グループ数 | 4グループ | | | 11グループ | 14グループ |

② 権利擁護に関する相談支援

現状と課題

高齢者数が増加する中、様々な立場や状況にある高齢者の尊厳が守られる体制づくりが重要です。本市では、認知症等により介護保険その他の制度の利用ができないなど、判断能力が不十分な人の権利と利益を保護し支援するために相談活動や成年後見制度の申立て支援を行っています。また、市社会福祉協議会においては、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）により、判断能力が十分でない認知症高齢者等に対する福祉サービスの利用援助等が行われています。

今後は、地域住民の権利を擁護する各種制度の周知徹底を図るとともに、市社会福祉協議会との連携を図り、高齢者の権利擁護を充実させます。また、成年後見制度については、相談体制を強化するとともに、制度の内容を含めた周知を一層進めていきます。

今後の方向性

～地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を充実します～

高齢者人口や認知症高齢者数の増加に伴う利用ニーズの高まりに対応するため、事業の啓発や市社会福祉協議会への支援を行います。

～成年後見制度の利用を支援します～

認知症などにより判断能力が不十分な人を保護し支援する成年後見制度が活用されるよう、情報提供や相談、申立て支援を行います。また、家族等がいない人に対する、法人後見や市民後見についても検討します。

③ 虐待防止対策の推進

現状と課題

高齢者虐待への対策としては、相談窓口の周知や関係機関および関係者との連携など、総合的な支援体制が重要です。本市では、地域包括支援センターが高齢者の虐待防止や養護者支援の中核的機能を担っています。第三者からの高齢者虐待の通報や虐待を受けた本人からの相談等に対応するとともに、高齢者虐待防止や養護者への支援に関する指導・助言などの業務を行っています。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の設置、高齢者虐待防止に係るマニュアルの作成に取り掛かるなど、高齢者の虐待への早期発見および早期対応を図るための取組を進めています。

高齢者虐待は、早期発見および早期対応を図ることが必要なため、今後とも地域包括支援センターと事業所、地域住民や地域の関係団体との連携を図ります。また、虐待の発見、通

報や相談に対して、適切かつ迅速な対応ができるように「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の機能を充実させ、関係機関や関係者と連携していくことが必要です。

今後の方向性

～地域ぐるみでの虐待防止を進めます～

高齢者の虐待防止についての理解を深め、発生を防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進します。また、虐待事案を発見した場合は、市に通報する義務があることを、事業所、関係機関等に周知徹底を図ります。

～高齢者虐待防止ネットワークを充実します～

高齢者の虐待防止から個別に対して多面的な支援を行うため、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係機関や団体などとの連携を図り、高齢者虐待防止ネットワークを充実します。

～高齢者虐待防止に係るマニュアルを周知し活用します～

高齢者虐待を防止し、早期発見および早期対応に向けた高齢者虐待に係るマニュアルを作成し、市民や関係機関などに周知し活用を促すことによって、より適切な対応や虐待防止を推進します。

(2) 災害時などへの対策

① 災害時要援護者への支援

現状と課題

災害時には、ひとり暮らし高齢者など要援護者に対する避難支援が必要であり、平常から要援護者の的確な把握が求められます。本市では、「米原市地域防災計画」を基に災害時要援護者避難支援マニュアルの策定に取り掛かっています。また、災害時、要援護者に必要な情報を伝えたり、避難支援者の誘導の下、速やかに避難が可能となる体制を整備するため、災害時要援護者名簿（自治会提供用）を整備し、毎年度1回、市内自治会長に情報提供しています。

しかし、避難誘導をする際の支援者が事前に定められていない自治会があるなど地域の現状と対応に温度差があることから、自治会や消防団を中心とした要援護者の避難支援体制の整備または検討が継続して必要です。

今後の方向性

～的確な災害時要援護者の把握を進めます～

毎年度、住民基本台帳を基に、障がい者情報、介護認定情報等により、災害時要援護者名簿への登録対象者を把握し、名簿の更新を行います。

～災害時要援護者名簿への登録、活用を促進します～

引き続き対象者への災害時要援護者名簿への登録勧奨通知の送付を行い、名簿登録率（同意者の割合）の向上に努めます。また、実際に避難誘導をする際の支援者が事前に定められるよう、毎年度1回、自治会長あてに災害時要援護者名簿の送付を行い、活用を促進します。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 要援護者名簿への登録率 | 30.9% |  | 34.0% | 38.0% | 42.0% |

～絆バトンの普及を図ります～

緊急時や非常時に、迅速な救急活動に役立つ医療情報などをカプセルに入れ、冷蔵庫に保管しておく、「米原市高齢者等安心確保(絆バトン)事業」の普及を図ります。

(3) 安全・安心で快適なまちづくり

① 高齢者を犯罪や事故から守るまちづくり

現状と課題

窃盗や振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪および高齢者が関係する交通事故が増加しています。本市では、高齢者の消費者被害の未然防止、被害の拡大防止のための啓発や情報提供を進めています。また、地域の中では、自主防犯パトロールなどの地域住民による地域安全活動が行われています。一方、高齢者の交通安全対策としては、老人クラブ連合会などと連携し、交通安全教室などが開催されています。

今後、高齢者を犯罪や事故から守るまちづくりを推進するため、被害防止などの啓発や情報提供を進めるとともに、地域の自主的な安全活動を促進していくことが必要です。

今後の方向性

～災害時要援護者名簿を活用します～

災害時要援護者名簿を災害時の利用のみならず、日頃の見守り活動等に活用します。

～高齢者の被害未然防止に努めます～

民生委員などの地域の見守り活動団体と連携し、高齢者を見守り支えるコミュニティづくりを推進するとともに、高齢者への的確な情報提供や高齢消費者被害の未然防止に努めます。

～高齢者の交通安全対策を進めます～

交通事故から高齢者を守るため、交通安全意識の高揚に向けた取組を進めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

現状と課題

高齢社会の進展とともに、高齢者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができる社会を構築するために、バリアフリーのまちづくりを一刻も早く推進していくことが求められています。本市では、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」、「交通バリアフリー基本構想」などの関連計画において、高齢者の自立を支援し、誰でも移動しやすい、利用しやすい福祉のまちづくりを進めています。

今後は、部分的なバリアフリー化の推進だけでなく、全ての人にとって快適なまちづくりを目指すユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが必要です。

今後の方向性

～バリアフリーの住宅づくり～

高齢期において安全で快適に生活できるバリアフリーの住宅づくりを、事業者等と連携して推進します。また、高齢者のニーズを踏まえ、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）」に基づき、地域で安心かつ快適に暮らすことができるよう居住の場の整備や確保など生活環境の整備に努めます。

～ユニバーサルデザインに基づいた福祉のまちづくり～

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、市民の理解と協力を得ながら、高齢者や障がいのある人の自立を支援し、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

4 高齢者を支える介護力を高める

(1) 介護保険サービスの提供体制の充実

① 居宅サービス

現状と課題

高齢者の在宅生活への意向が高まる中、今後とも居宅サービスのニーズは高まっていくことが予測されます。本市では、要支援認定者数の減少に伴い、居宅介護予防サービス給付費は減少しているものの、平成 22 年度審査分の受給率および第 1 号被保険者 1 人当たりの費用額は県内で一番高い状況となっています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、さらに要介護認定者が増えていくことが予測されるため、居宅サービス等のサービス提供基盤を整えていく必要があります。

今後の方向性

～適切な介護保険サービスを提供します～

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供します。

～介護給付の適正化を図ります～

利用者に対する適切な介護サービスの確保と介護給付や保険料の増大を抑制することから、介護給付の適正化事業の取組を強化します。

② 地域密着型サービス

現状と課題

介護や介助が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型サービスの充実が求められます。本市では、現在、小規模多機能型居宅介護施設が 2 事業所、認知症高齢者グループホームが 3 事業所、認知症対応型デイサービスセンターが 1 事業所開設しており、サービスの定着に伴い受給者および給付費が増加しています。

認知症高齢者グループホームの整備については、事業者からの相談も多いことから、一定の基準を整備する必要があります。また、新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」および「複合型サービス」の実施についても、市民ニーズや実施事業所の状況など

を踏まえ、今後の方向性を検討することが必要です。

今後の方向性

～地域密着型サービスを整備します～

認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるように、認知症高齢者グループホームを2ユニット整備し、地域密着型サービスの充実を図ります。また、その他の地域密着型サービスについて、今後の市民ニーズや事業所意向、地域の実情などを勘案しながらその必要性を検討していきます。

③ 施設サービス

現状と課題

施設サービスは、重度の要介護認定者や介助者、介護者がいない高齢者にとって、重要な役割を持っています。本市における施設サービスの利用者数および給付額は、介護老人福祉施設が平成18年度以降増加傾向にあり、介護老人保健施設が平成18年度以降多少の増減を繰り返しながらもほぼ横ばいに推移しています。また、介護療養型施設については、平成18年度以降減少傾向にありましたが、平成22年度は増加しています。

今後も、入所待機者の状況を見ながら施設整備について、その必要性を検討していくことが必要です。

今後の方向性

～様々な状況を勘案し、整備方針について協議します～

市民の在宅意向、施設の広域性（湖北圏域）や介護保険料への影響など、様々な状況を勘案し今後の展開について協議を行っていきます。

（2）地域支援事業の実施

①介護予防事業

現状と課題

地域包括支援センターが地域の高齢者の総合相談窓口としての支援の中核機関を担い、初期段階での相談や対応、専門的および継続的な支援を行っています。運動器機能向上事業については、京都大学との共同研究を基に分析を行い、より効果的な事業実施に努めています。

今後も、元気な時からの一次予防や重症化予防の必要性を、より多くの市民に啓発していくことが必要です。

今後の方向性

I：介護予防二次予防対象者施策

【二次予防対象者把握事業】

事業の対象者把握のため、日常生活圏域ニーズ調査に基づき、二次予防対象者を選定します。

基本チェックリストの結果、項目に該当した高齢者については、総合的アセスメントを行い、必要に応じて介護予防事業の参加を促していきます。

【通所型介護予防事業】

生きがい通所事業については、うつや閉じこもりの予防を重視して実施する予定です。このほか、従来 of 事業では不足がちであった若年から前期高齢者の運動器の機能向上に重点をおいた介護予防事業を展開します。通所参加者については、介護保険への移行ができる高齢者は手続を進め、非該当となる人については、引き続き二次予防対象者と認定し、必要に応じて地域福祉活動や自主グループへの参加を促していきます。

【運動器機能向上事業】

日常生活圏域ニーズ調査結果から対象者を選定し、運動器機能低下が認められる高齢者に対し、通所、訪問にて理学療法士等による運動指導を行っていきます。

【訪問型介護予防事業】

民生委員からの情報や日常生活圏域ニーズ調査等に基づき、適切なサービスの利用に結びついていない閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある把握が困難な高齢者や日常生活の中でリハビリテーションが必要な高齢者等を訪問し、当該高齢者が抱える生活上の問題を総合的にアセスメントし、必要な支援につなげます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 訪問数(実人数) | 200人 | ➡ | 100人 | 100人 | 100人 |


II：介護予防一次予防対象者施策

【介護予防普及啓発事業】


○介護予防講座

各地域の団体等を対象とした介護予防講座（出前講座）を実施して、認知症や転倒、骨折等を予防するための基本的な知識の普及や啓発を図ります。特に今後は、認知症についての正しい理解や予防、適切な関わり方についての啓発を重点的に行い、認知症になっても高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■実績値と目標値(出前講座)

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 850人 |  | 1,200人 | 1,500人 | 1,500人 |
| 開催回数(年) | 28回 | | 48回 | 60回 | 60回 |

■実績値と目標値(熟年いきいきセミナー)


| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 60人 |  | 70人 | 80人 | 100人 |
| 開催回数(年) | 10回 | | 10回 | 10回 | 10回 |

【運動器機能向上事業】

○歩楽^{ほた}るん教室

各自治会公民館等で運動教室を週1回（全10回）実施し、終了後は自主グループ化を目指します。運動を継続することで転倒による骨折を予防していきます。


■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 立上げ自主グループ数(累計) | 18グループ |  | 33グループ | 48グループ | 63グループ |
| 参加者数(累計) | 340人 | | 490人 | 640人 | 790人 |

【認知症予防事業】

高齢者が趣味活動を通して認知症予防を行う自主グループ活動「認知症予防プログラム」の手法を取り入れて、今後も市内各地域において自主グループ育成を目指します。

■実績値と目標値(認知症予防プログラム自主グループ活動)

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 立上げグループ数(累計) | 8グループ |  | 11グループ | 14グループ | 17グループ |
| 参加者数(累計) | 48人 | | 60人 | 78人 | 96人 |

■実績値と目標値(ファシリテーター養成講座)

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 受講者数 | 32人 | ➡ | 20人 | 10人 | 10人 |
| 開催回数 | 1回 | | 1回 | 1回 | 1回 |

■実績値と目標値(認知症予防プログラム説明会・脳の健康チェック)

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 受講者数 | 118人 | ➡ | 100人 | 100人 | 100人 |
| 開催回数 | 5回 | | 5回 | 5回 | 5回 |

■実績値と目標値(認知症予防プログラム結果説明会)

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 受講者数 | 67人 | ➡ | 60人 | 60人 | 60人 |
| 開催回数 | 5回 | | 5回 | 5回 | 5回 |

【認知症サポーター養成事業】

本市では、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を1万人養成することを目標としています。認知症サポーターを養成するためには、住民に認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える「キャラバン・メイト」が必要です。このキャラバン・メイトと認知症に関心のある人で作られた「キャラバン・メイト定例会」を中心とし、地域、事業所、学校、各種団体等のあらゆる分野で「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを増やします。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成23年度見込み | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------|-----------|---|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成講座開催回数(年) | 15回 | ➡ | 18回 | 20回 | 20回 |
| 認知症サポーター数(累計) | 1,999人 | | 2,540人 | 3,140人 | 3,740人 |

② 包括的支援事業

現状と課題

予防給付、介護予防ケアマネジメント、相談支援事業、地域ケアの支援、ケアマネジャーの日常的な個別指導、困難事例等への指導、助言を行っています。

今後は、ケアマネジャー相互のネットワークを構築し、地域包括ケアを推進していくことが重要です。また、ケアプランの質を向上させ、重症化の予防に努めることも重要です。

I：介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために、ケアマネジャーは、利用者の自助努力を基本にしながら、主体的な活動への意欲を向上させることを目指します。

具体的には、サービス提供期間および目標を設定し、心身の状況や生活環境、生活機能に応じた効果的な支援計画を作成します。さらにサービス提供後は、目標達成状況の評価に基づき、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

また、支援計画作成に当たっては、介護保険以外の様々な社会資源の活用や、二次予防対象者の段階から要支援・要介護に至るまで一貫したケアマネジメントを行います。

サービス未利用者の中には、本来サービス利用が必要であるにもかかわらず支援につながっていないケースも含まれるため、必要時、民生委員等による地域の見守りや必要な支援にもつないでいきます。

II：総合相談支援および権利擁護業務

【総合相談支援業務】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、相談支援においては、生活実態を幅広く把握し、介護保険サービスのほか、適切なサービスや制度利用、関係機関につなげていく等の支援を行います。

相談者や相談機関、相談内容は多種多様であり、またその相談内容は様々な要因により変化するので、生活に支障がでている原因を探りながら、複雑な相談にも対応できる支援方法を見極めていきます。必要に応じて医療機関や居宅介護支援事業所、他部署等との連携を図り、総合的な視点で支援を行っていきます。また、地域においては、支援の必要な高齢者がいれば連絡が入るような、地域のネットワークづくりの取組が重要となることから、住民に対して高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知や啓発を行います。

地域ネットワークづくりの取組として、年に1回、民生委員との地域情報交換会を地域の各自治会公民館等を利用し行っていきます。そこでは、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、支援が必要な高齢者の生活状況を確認し、必要な支援へとつないでいきます。

また、地域の社会資源や高齢者の地域との関係性を知り、今後の高齢者やその家族の支援にも役立てていきます。

【権利擁護業務】

高齢者の総合相談を受けた際には、権利擁護の視点に基づき、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の支援、高齢者虐待の相談対応等の適切な支援を行います。

認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切なサービスや金銭的管理、法的行為等の制度利用につなげるため、成年後見制度が活用できるよう支援を行っていきます。申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立ての意思がない場合は、市長申立てにつなぐ支援を行います。今後においても、親族や知人等の成年後見人等がいな

い場合の第三者後見人の制度の普及啓発が課題であり、医療機関、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士等の関連団体との連携を図って対応していきます。

Ⅲ：包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターを中心にケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設との連携等、多職種相互の連携によって、包括的かつ継続的支援に向けたケアマネジメントを行います。

さらに、近隣市町の地域包括支援センター、介護支援専門員連絡協議会、県等と協働し広域的に医療と介護の連携を推進していきます。また、地域のケアマネジャーに対しては、困難事例等の相談を通じて、ケアマネジメント適正化を含めた指導助言、同行訪問、サービス担当者会議開催等の支援を行います。ケアマネジャーの質の向上やケアマネジャー相互の情報共有やネットワークをつくるために、定期的に研修会や連絡会、事例検討会を開催します。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、地域支援事業において、要支援者および二次予防対象者に対して、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができるようになり、市として導入に向けて検討する必要があります。

今後の方向性

～介護予防・日常生活支援総合事業の導入に向けた検討を行います～


要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供および虚弱、ひきこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入について検討します。なお、実施に当たっては生きがいデイサービス（家に閉じこもりがちな高齢者および要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービス提供を行うもの）の活用方策について検討していきます。

～サービスの利用を促進します～

日常生活圏域ニーズ調査に基づいて、対象者を増やし、サービスの周知を行います。利用できる通所介護サービス事業所を増やし、切れ目ないサービス提供を行います。

また、サービス内容についてもより介護予防につながるよう充実させていきます。

■実績値と目標値

| 区分 | 平成 23 年度見込み | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|-------------|---|----------|----------|----------|
| 生きがいデイサービス利用者数 | 2 人 |  | 10 人 | 20 人 | 20 人 |

④ 任意事業

現状と課題

I：介護用品支給助成事業

在宅の要介護1から要介護5までの常時おむつ等の介護用品が必要な高齢者を対象に介護用品助成券を発行し、衛生面の向上および介護者の経費の負担軽減を図り、在宅介護を推進しています。

現状では利用者の伸び率が大きく、今後とも助成が必要な人に対する適正な支給が必要です。

II：徘徊高齢者探知サービス事業

おおむね65歳以上の徘徊高齢者に対し、GPS^{*}発信機を付帯させ、高齢者が不明な状況になった場合には、早期発見に努め、身の安全と家族の不安の解消を図ります。

地域の高齢者数が増加する中で、今後とも事業の周知を進め、利用を促進することが必要です。また、現状ではGPS発信機が大きく、対象者へどのように付帯させるかを検討することが必要です。

※GPS

Global Positioning Systemの略で人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムをいう。

III：緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処することにより、高齢者等の日常生活の不安の解消とその安全を確保し、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

当事業は近隣協力員をあらかじめ確保する必要がありますが、申請者自身が近隣住民に協力員を頼むことをちゅうちょし、申請に至らないケースがあります。

今後の方向性

I：介護用品支給助成事業

介護用品の購入に対する負担感を軽減し、家族の介護を中心とした在宅生活（介護）を推進するため、要介護者を介護する家族等に対し、介護用品の購入に係る一定額の助成をしていきます。

II：徘徊高齢者探知サービス事業

事業周知を進め、利用を促進することによって、徘徊高齢者およびその家族を支援します。

Ⅲ：緊急通報システム事業

今後とも継続して事業を進め、近隣協力員をはじめとする地域の見守りネットワークの構築やひとり暮らし高齢者等の不安の解消など、福祉の増進を図ります。

⑤ 介護給付の適正化事業

現状と課題

介護給付の適正化は、高齢者の自立を支援するという観点に立って、介護給付を必要とする人を適切に認定し、真に必要とするサービスを事業者が適切にサービス提供するよう促すことです。

介護給付の適正化によって、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保と介護給付費や保険料の増大の抑制につながることから、今後も適正に事業実施を行っていくことが必要です。

今後の方向性

I：要介護認定の適正化

認定調査は、原則として市職員（調査員）が直接行います。ただし、遠隔地に住む被保険者については他市町村に委託を行います。更新認定および変更認定に限り、居宅介護支援事業者等へ委託も認められていますが、県内および近隣の他府県については市職員が行うことにより適正化を図っていきます。

認定調査は、専門的知識と事例の積上げによる経験が必要であり、継続的な市職員の質の維持・向上を図ります。

- 日帰りが困難な遠隔地に住む被保険者については委託を行い、3年から5年に1度、市職員が調査します。なお、委託している認定調査の結果については適正化を図るため、市職員による点検を実施します。
- 他市町村の要介護認定について標準化すべき要因を検討し、適正化に向けた取組を行います。

Ⅱ：ケアマネジメントの適切化

【ケアプランのチェック】

ケアプランのチェックは、介護報酬に関する知識とケアマネジャー以上の能力が求められることから、効果を上げるためには、そうした専門的知識を持った人材を継続的に確保することが必要です。さらには相当数のチェックをこなす必要があり、時間を要することから、事業を継続し、または点検対象を拡大するためには、それに見合った実施体制の確保を図っ

ていきます。

○利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかなどに着目したケアプランの点検を実施します。

○ケアプラン点検マニュアルや国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等の活用、ケアマネジメントに関する研修会等への参加など、点検の充実を図ります。

【住宅改修実態把握】

住宅改修については、保険給付の適正化を図るため、事前に申請が必要です。改修の必要性、見積書による工事内容や金額の妥当性の判断および施工結果について申請どおり行われているかの現状確認を行う必要があるため、チェック体制の強化を図ります。

○住宅改修申請者宅の実態調査や工事見積書の点検等により施行状況の点検を行います。

○改修費が高額なもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を中心に点検することなどによって取組の推進を図ります。

【福祉用具実態把握】

福祉用具貸与については、単に要介護度区分でなく利用者の実態を見ないと判断できないため、チェック体制の強化に努めます。

○必要に応じて福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

○国保連合会介護給付適正化システムから提供される福祉用具貸与等に関する帳票の活用を行います。

Ⅲ：事業所のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化

介護保険制度の定着の一方で、不適切なサービス提供、過度の利用者掘り起こし、不正請求等、不適切または不正な事例も見られるので積極的にチェック体制の強化を図ります。

【サービス事業者への指導監査】

地域密着型サービス事業所の指導監査体制の充実を図り、サービスの質の確保および保険給付の適正化に努めます。

【介護給付費通知】

介護給付費通知による利用者からの問合せから実態を確認して不正が発見されるケースは少なく、郵送料の負担等が大きい割には利用者の反応や適正化の効果が見えにくいいため、通知を送付するだけでなく、通知の内容を利用者に分かりやすくすることなどの工夫を行います。

【医療情報との突合、縦覧点検】

国保連合会から提供される医療給付情報突合リストや介護給付適正化システムを活用し、介護給付に疑義がある場合は過誤調整処理を行います。

(3) 一般福祉の充実

① 介護予防

現状と課題

I：配食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、傷病等で食事の確保が困難な人に対し、食事を配達することにより、対象者の自立を支援し、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的に配食料金の一部を補助しています。

配食料金が高いことから、低所得者には負担が大きいことが課題としてあげられます。

II：生活管理指導員派遣事業

おおむね65歳以上の高齢者で、介護認定を申請した後に非該当（自立）となった高齢者のうち、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に対する指導、支援等を行い、要介護状態への進行を予防することを目的に生活管理指導員を派遣しています。

III：生活管理指導短期宿泊事業

おおむね65歳以上の介護認定の申請後に非該当（自立）または要支援もしくは要介護1と判定された人のうち、基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な者で、家に閉じこもりがち、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対して、日常生活に対する指導、支援等を行うことにより、社会的孤立の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図ることを目的に事業を実施しています。

今後の方向性

I：配食サービス事業

引き続きひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、調理が困難で食の確保や栄養改善が必要な高齢者に食事サービスを提供するとともに、利用者の安否および健康状態の確認を行います。

II：生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者に対して、引き続きいつでも支援できる体制を整えていきます。

III：生活管理指導短期宿泊事業

社会適応が困難な高齢者に対して、引き続きいつでも支援できる体制を整えていきます。

② 生活支援

現状と課題

I：寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅で3か月以上寝たきりのひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、身体障がい者等に対し、清潔で快適な生活ができるよう支援し、介護者の負担軽減を図ることを目的に、寝具を洗濯し、消毒しています。

II：外出支援サービス事業

寝たきり高齢者等の家庭において移送することが困難な高齢者に対して、生活の質の確保を図ることを目的に、福祉車両により居宅から介護保険施設または医療機関までの移送を行っています。

III：高齢者等住宅除雪費助成事業

市内に一親等の親族（子）が居住していない住民税非課税世帯のうち、自力で除雪ができない65歳以上の高齢者のみの世帯等に対し、豪雪時の安全確保、不安の解消を図ることを目的に、除雪等に掛かった経費の一部を補助します。

IV：高齢者住宅小規模改造助成事業

日常動作能力の低下した高齢者のための住宅改修に対し、高齢者の日常動作を容易にし、生活の質の向上を図ることを目的に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を超えた経費の一部を補助します。

V：高齢者自立支援住宅改修助成事業

介護認定を受けていない低所得のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に、転倒等を予防し、在宅で健康に生活を送ることができるように支援することを目的に、住宅改修の費用の一部を助成します。

VI：訪問理容サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等に対し、快適な生活ができるよう支援することを目的に、訪問による理容サービスを実施しています。

VII：地域なじみの安心事業

介護者の急な病気、事故その他緊急の事由により要介護高齢者の介護ができなくなった場合における不安を解消するために行われる事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

夜間の預かりサービスに対応可能な指定通所介護事業所または介護老人保健施設に併設される指定通所リハビリテーション事業所を運営する指定居宅サービス事業者に限られており、

要支援や要介護の認定を受けている一部の高齢者しか利用することができなくなっています。

VIII：日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に、日常生活用具を給付または貸与しています。

IX：敬老祝金支給事業

特定の年齢の高齢者に対し、敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的として、敬老祝金を支給しています。

特に 88 歳、95 歳該当者に対する祝金の贈呈を民生委員児童委員に依頼しています。

X：高齢者等安心確保（絆バトン）事業

在宅の高齢者、障がい者等に、かかりつけ医、疾病の有無、内服薬等救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報カプセル「絆バトン」を配付することにより、救急時に適切で迅速な医療活動を確保し、対象者が安心して地域内で生活できる環境づくりに資することを目的に事業を実施しています。

新規事業であることから、事業の周知や利用促進が必要です。

今後の方向性

I：寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

日常的に使用する寝具を洗濯、消毒し清潔で快適な生活ができるよう支援し、また介護者の負担軽減のために有効な手段であるため、今後も継続して事業を行います。

II：外出支援サービス事業

寝たきり高齢者の移動のため必要な事業であり、今後も継続して事業を実施します。

III：高齢者等住宅除雪費助成事業

冬期における高齢者等の安全・安心な生活を確保するため、引き続き住宅等の除雪に要した経費の一部を助成します。

IV：高齢者住宅小規模改造助成事業

住宅改修の支援を行い、高齢者が安心して生活ができるような快適な居住環境を整備し、日常生活の自立を図っていくため、引き続き費用の一部を助成します。

V：高齢者自立支援住宅改修助成事業

住宅改修の支援を行い、高齢者が安心して生活ができるような快適な居住環境を整備し、日常生活の自立を図っていくため、引き続き費用の一部を助成します。

VI：訪問理容サービス事業

訪問による理容サービスを引き続き実施します。

VII：地域なじみの安心事業

要介護者および介護者の安心を確保するため、一時的に要支援・要介護認定者を預かり、介護サービスを提供する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

VIII：日常生活用具給付事業

在宅の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等を対象に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器等の日常生活用具の給付を行うサービスとして、日常生活用具給付事業を引き続き実施します。

IX：敬老祝金支給事業

88歳および95歳高齢者については地域の民生委員児童委員から、100歳到達高齢者については対象者宅等を市長が直接訪問し祝金の贈呈を行います。

X：高齢者等安心確保（絆バトン）事業

新規対象者への配布申込勧奨通知の送付および医療情報カードの定期的な更新勧奨通知の送付等、事業実施要綱に沿った事務処理を行います。

③ 養護老人ホーム

現状と課題

65歳以上で環境上の理由、経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所措置します。

措置者の措置後の対応に苦慮することがあるため、措置後のアフターケアも含めた今後の取組について検討していくことが必要です。

今後の方向性

在宅において日常生活を営むのに支障がある人に対し、入所判定委員会において心身の状況やその置かれている生活環境等を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置事務を行います。